

# 堺市自治連合協議会 1 月定例会

## 1. 事業説明案件

### (1) 令和 3 年度市民意識調査の実施について

(政策企画部)

令和 3 年度市民意識調査を実施いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 1. 実施目的

市民のみなさまの日常生活における意識や行動に関する考えを把握し、今後の市政運営に活かすために実施するもの。

#### 2. 調査概要

##### ①調査対象

堺市在住の 18 歳以上の市民 10,000 人（無作為抽出）

※区ごとかつ男女別の人口比率に応じて抽出

##### ②調査スケジュール（予定）

令和 3 年 12 月 調査票の作成

令和 4 年 1 月中旬 調査票発送

令和 4 年 1 月下旬 調査票回収

令和 4 年 3 月頃 集計まとめ・公表

##### ③調査方法

・郵送及びインターネット回答によるアンケート調査（無記名）

##### ④調査項目

・堺のまちについて

・安全・安心について（防災・防犯・子育て・健康・介護等）

・都市魅力について（文化・観光・産業・環境等）

・転入・転出について

問合せ・・・Tel 228-7517 政策企画部計画推進担当

### (2) 指定避難所におけるマンホールトイレ上屋の配備等について

(危機管理室)

昨年度において指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策として実施した、市内全避難所への各種物品（非接触型体温計、マスク、段ボールベッド、ワンタッチパーテーションなど）の配備につきまして、皆様にご協力を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。今般、更なる感染症拡大防止等、環境改善を図るため、マンホールトイレ 5 基のうち、3 基（身体障害者用 1 基を含む）の上屋を、現在のテント式からパネル式へ更新するための補正予算が、令和 3 年第 4 回市議会（定例会）において成立しました。

今後は、更新に伴う必要な調整を行うとともに、避難所への納品のスケジュール等が決まれば、改めてご報告させていただきます。

校区代表者の皆様には、今後も引き続き、避難所の運営にご理解ご協力を賜りますようよろしくお申し上げます。

問合せ・・・Tel 228-7605 防災課

(3) ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（案）のパブリックコメントの実施について  
【広報さかい1月号掲載】 (泉北ニューデザイン推進室)

ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（案）のパブリックコメントを実施いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 意見の募集期間

令和3年12月22日（水）～令和4年1月21日（金）

2. 意見の提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。様式は自由です。

なお、口頭（電話等を含む。）では受け付けておりませんので、ご了承ください。

○電子メールの場合：sennisui@city.sakai.lg.jp

○郵送の場合：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所 泉北ニューデザイン推進室 事業推進担当あて

○窓口に直接持参の場合：堺市役所 泉北ニューデザイン推進室

本庁（堺市役所高層館16階）又は、

分室（南区茶山台1丁6番1号）

○ファックスの場合：072-228-6824

※本市ホームページのパブリックコメント意見募集フォームからも提出いただけます。

3. ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（案）の内容

・ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（案）【概要版】

・ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（案）

※ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（案）及び概要版は、市政情報センター（市役所高層館3階）、各区役所の市政情報コーナー、各図書館、泉北ニューデザイン推進室（本庁、分室）で閲覧及び無料配布します。

4. その他

○提出されたご意見は、整理集約し、ご意見等に対する堺市の考え方を市ホームページ等で一定期間公表します。

・ご意見を提出された方の個人情報公表いたしません。

・ご意見を提出された方に対し、個別の回答はいたしません。

・ご意見に基づき案を修正した場合、修正内容と理由を併せて公表します。

問合せ先・・・Tel 228-7530 泉北ニューデザイン推進室

(4) 地域会館等への Wi-Fi 環境整備支援事業補助金について (市民生活部)

地域における ICT ツール等の活用を促し、ポストコロナにおける新しい生活様式に対応したコミュニティ活動の活性化を図るため、補助事業を実施しますので、ご報告させていただきます。

なお、申請にあたっては事前に受付窓口である各区自治推進課にご相談くださいますよう、ご協力よろしくお願ひいたします。

○補助内容

・補助対象：校区自治連合会

・補助金額：1校区あたり30万円を上限に補助

・対象経費：地域会館等の Wi-Fi 環境整備に要する費用

(地域会館がない場合は、校区自治連合会加盟の単位自治会が所有する集会施設)

	区分	補助対象経費	補助対象
1	工事関連経費	Wi-Fi 環境整備に必要な経費	①回線工事 ②機器設置工事
2	機器関連経費	Wi-Fi 環境整備に必要な経費	①モバイル Wi-Fi、ルーター、無線 LAN 中継器、アクセスポイント等の設置に必要な次の経費 ・機器購入費 ・機器賃借料 (月次の賃借料[初回のみ]) ②Wi-Fi の管理で必要となるパソコン、タブレット
3	通信サービス関連経費	通信サービスの提供を受けることに必要な経費	①契約事務手数料 ②月次のプロバイダー料、回線使用料等[初回のみ]

○対象期間 令和4年3月15日(火)まで ※申請は2月末日まで

○申し込み先 各区自治推進課

(堺区) TEL228-7082 (中区) TEL270-8154 (東区) TEL287-8122 (西区) TEL275-1902  
(南区) TEL290-1803 (北区) TEL258-6779 (美原区) TEL363-9312

問合せ・・・TEL 228-7405 市民協働課